

気象業務法における 民間気象事業者の役割について

株式会社ウェザーニューズ

目次

1. 民間気象事業者とは？
2. 民間気象事業者の数と市場規模
3. 民間気象事業者からの情報活用の概要（全体像）
4. 民間気象事業者からの情報の活用事例①
5. 民間気象事業者からの情報の活用事例②
6. 気象庁と民間気象事業者との役割分担
7. 気象データの流れと民間気象事業者
8. 事業者独自の観測データと民間気象事業者①
9. 事業者独自の観測データと民間気象事業者②

1. 民間気象事業者とは？

- ◆ 正しくは予報業務許可事業者といい、気象庁長官の許可を受けて、気象、地震などの地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務を行う事業者である（気象業務法第17条第1項）。
俗称として、民間気象会社などと呼ばれる。

気象庁編の「気象業務はいま」では“民間気象事業者”と表記されているため、本資料では引き続き、民間気象事業者で表記していく。

気象業務法からの抜粋

（予報業務の許可）

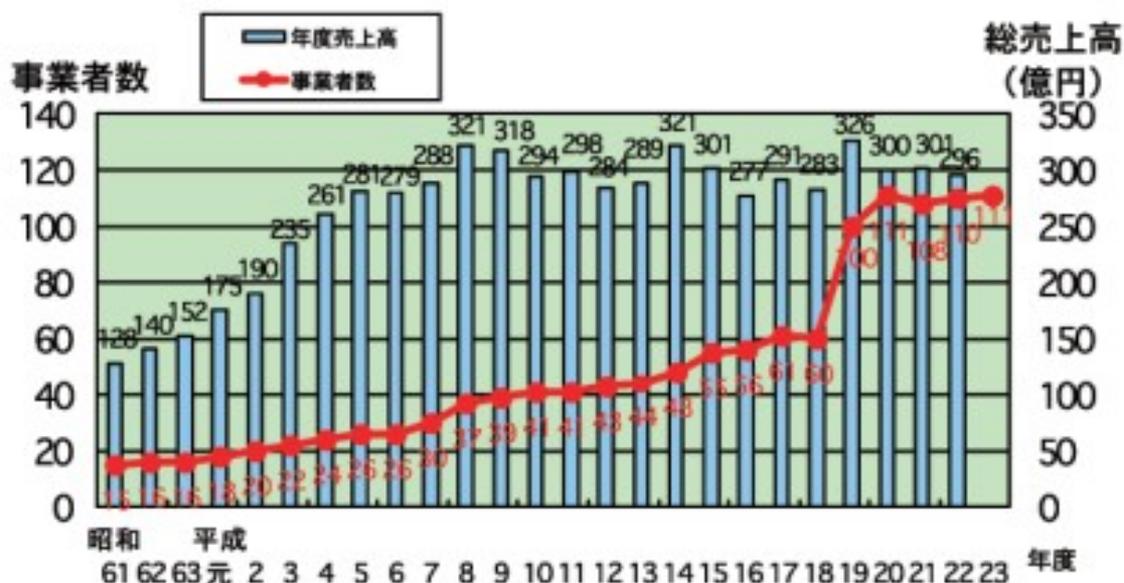
第一七条 気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「予報業務」という。）を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

2. 民間気象事業者の数と市場規模

○民間気象事業者の数は100を超えて、市場規模は300-350億円と見込まれる。

予報業務許可事業者の気象関連事業の年間総売上と事業者数の推移(事業者数は各年度末現在)



予報業務の許可を取得した「予報業務許可事業者」は、年々増加してきています。特に、平成19年12月から地震動及び火山現象の許可制度が開始されたことを受け、平成19年度は前年度に比べ6割以上増加しています。
予報業務許可事業者（国、地方公共団体を除く。）による気象関連事業の年間売上高は、300億円前後で推移しています。

3. 民間気象事業者からの情報活用の概要（全体像）

民間気象事業者からの情報は、個人向けのきめ細かい予報情報から、企業や行政向けの危機回避のための対応策情報などが提供されており、様々な産業において活用されている。

気象庁からの観測データ、予報資料の流れと、民間気象事業者による気象サービスの例



(転載：気象庁気象業務のいま 2012)

4. 民間気象事業者からの情報の活用事例①

<主な産業の活用事例>

- ・ 交通関連（航空、海運、道路、鉄道）
 - 船舶向けの航路上の安全情報
 - 港湾での着棧作業の実施判断のための情報
 - 空港周辺の離陸・着陸時の雪や雷、突風などの天気変化の監視
 - 道路管理作業や鉄道保線作業の支援

- ・ 防災減災関連（地方自治体、企業、個人など）
 - 災害に備えるための最適な配備体制の支援
 - 企業のBCP（事業継続計画）への危機管理の支援

- ・ 流通関連（小売業、コンビニエンスストア、外食産業など）
 - 物流網維持のための輸送判断の支援
 - 商品毎の気象との関係性を考慮した発注業務の支援

- ・ 農業関連（生産者、農業団体など）
 - 農作物の育成管理の支援や収穫時期の判断の支援

5. 民間気象事業者からの情報の活用事例②

<主な産業の活用事例>

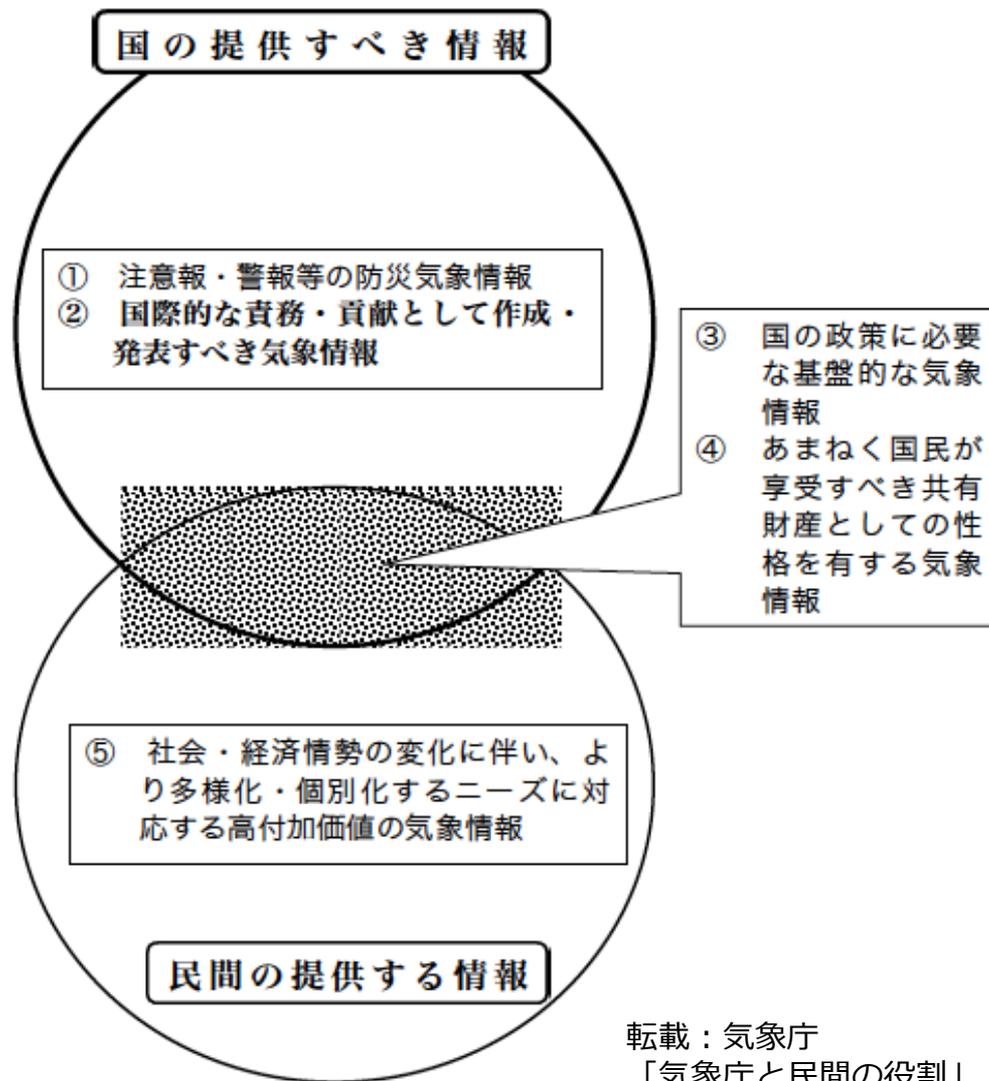
- ・ 情報通信関連（放送局、マスメディア、コンテンツプロバイダーなど）
放送局への天気予報の提供
注意報警報、地震情報などの防災情報の伝達
- ・ エネルギー関連（電力、ガスなど）
電力やガスの需要予測の支援
- ・ インフラ関連（通信事業者、建設業、工場など）
屋外作業の実施判断の支援
- ・ 生活レジャー関連（商業施設、イベント主催者、旅行代理店、個人など）
施設の営業可否やイベント開催可否の判断支援
個人向けの気象情報の提供

将来は、船舶の自律運航船やドローンといった社会変化やイノベーションに影響を与える気象リスクの情報提供などが予想される。

6. 気象庁と民間気象事業者との役割分担

気象庁「気象庁と民間の役割」によると、気象庁は、総合的な気象業務の健全な発達を図り、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉を増進するため、様々な気象情報を作成・提供している。

民間気象事業者は高度化・多様化する市場のニーズに対応する付加価値の高い気象情報、きめ細かい予報やオーダーメイドな対応策情報を提供している。



転載：気象庁
「気象庁と民間の役割」

(補足) 国土交通省と気象庁

「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方(提言の概要)

背景

「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」(平成27年1月 国土交通省)

- 雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、危機感をもって防災・減災対策に取り組むことが必要。最悪の事態も想定しつつ、今後の検討の方向性についてとりまとめ。
- 命を守るため、避難を促す状況情報の提供、避難勧告等の的確な発令のための市町村長への支援が必要であるとともに、大規模水害等における広域避難や救助等への備えの充実が必要。

「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方

(平成27年7月29日 交通政策審議会気象分科会提言)

防災気象情報

- 可能性が高くなるとも、社会に大きな影響を与える現象が発生するおそれを積極的に発表
 - 危険度やその切迫度を分かりやすく提供
- 早急に実現可能な改善策**
- ①翌朝までの「警報級の現象になる可能性」の提供
 - ②実況情報の迅速化
 - ③メッシュ情報の充実・利活用促進
 - ④時系列で危険度を色分けした分かりやすい表示
 - ⑤タイムライン支援のため数日先までの「警報級の現象になる可能性」の提供
- 市町村等への支援や住民への普及啓発活動の継続
 - 分かりやすい防災気象情報となるよう不断の見直し

観測・予測技術

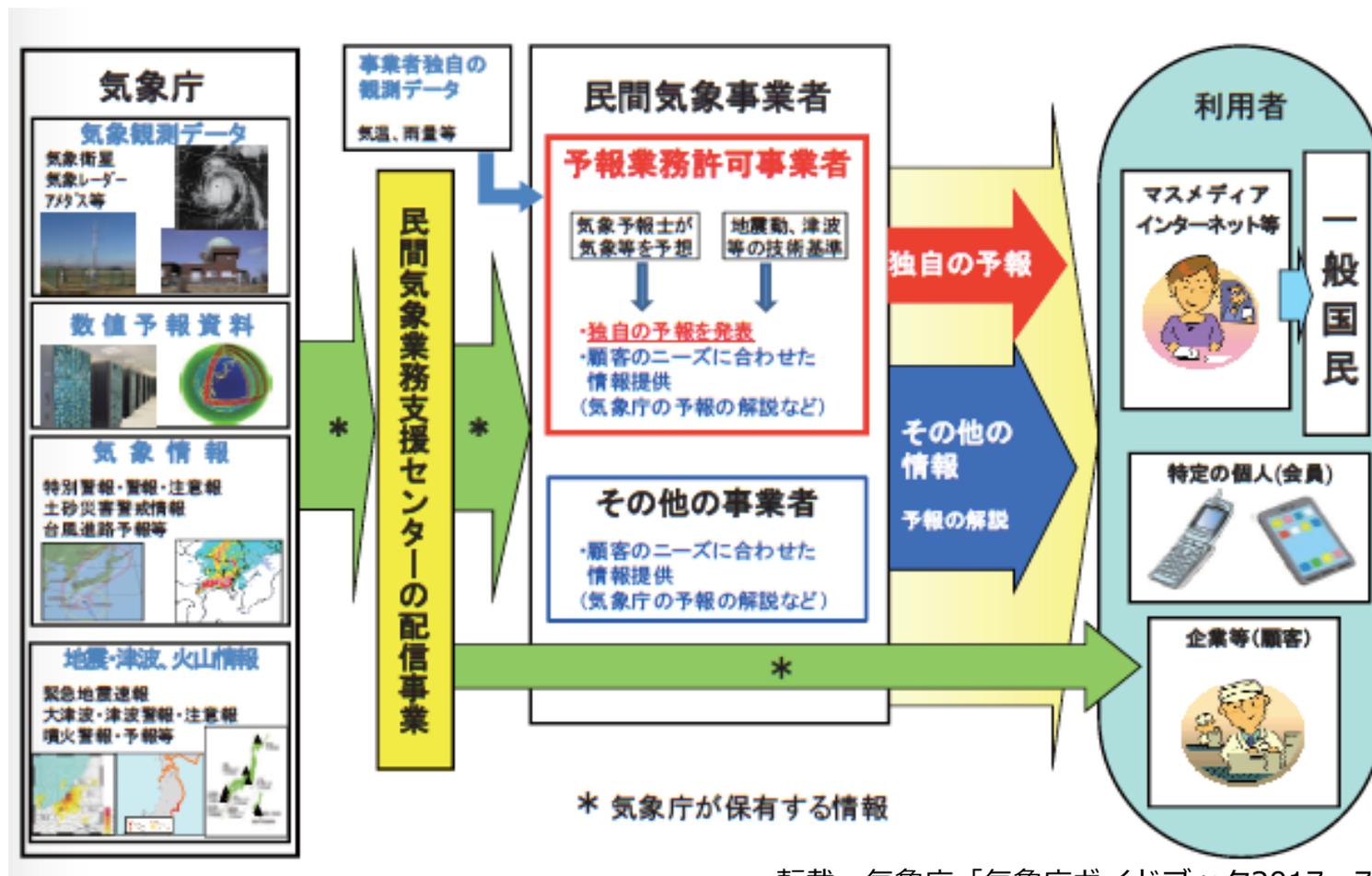
- 観測・予測技術は防災気象情報の基盤
- 概ね10年先を見据えた取組**
- ・積乱雲：
ひまわり8号の利用技術、次世代気象レーダーの導入や利用技術
 - ・集中豪雨：
水蒸気の観測、メソアンサンブル予報技術*
 - ・台風：
強度予報の延長、進路や雨・高潮等の予測の改善
- 研究～実用化まで担う気象庁の総合力の発揮
 - 国内外の関係機関との更なる連携の促進
 - スーパーコンピュータシステム等の業務基盤の維持・機能向上

※初期値や条件がわずかに異なる複数の予測を行い、最も起こりやすい現象や現象の起きる確度を予測する技術

(出典 交通政策審議会気象分科会提言(2015年7月)より)

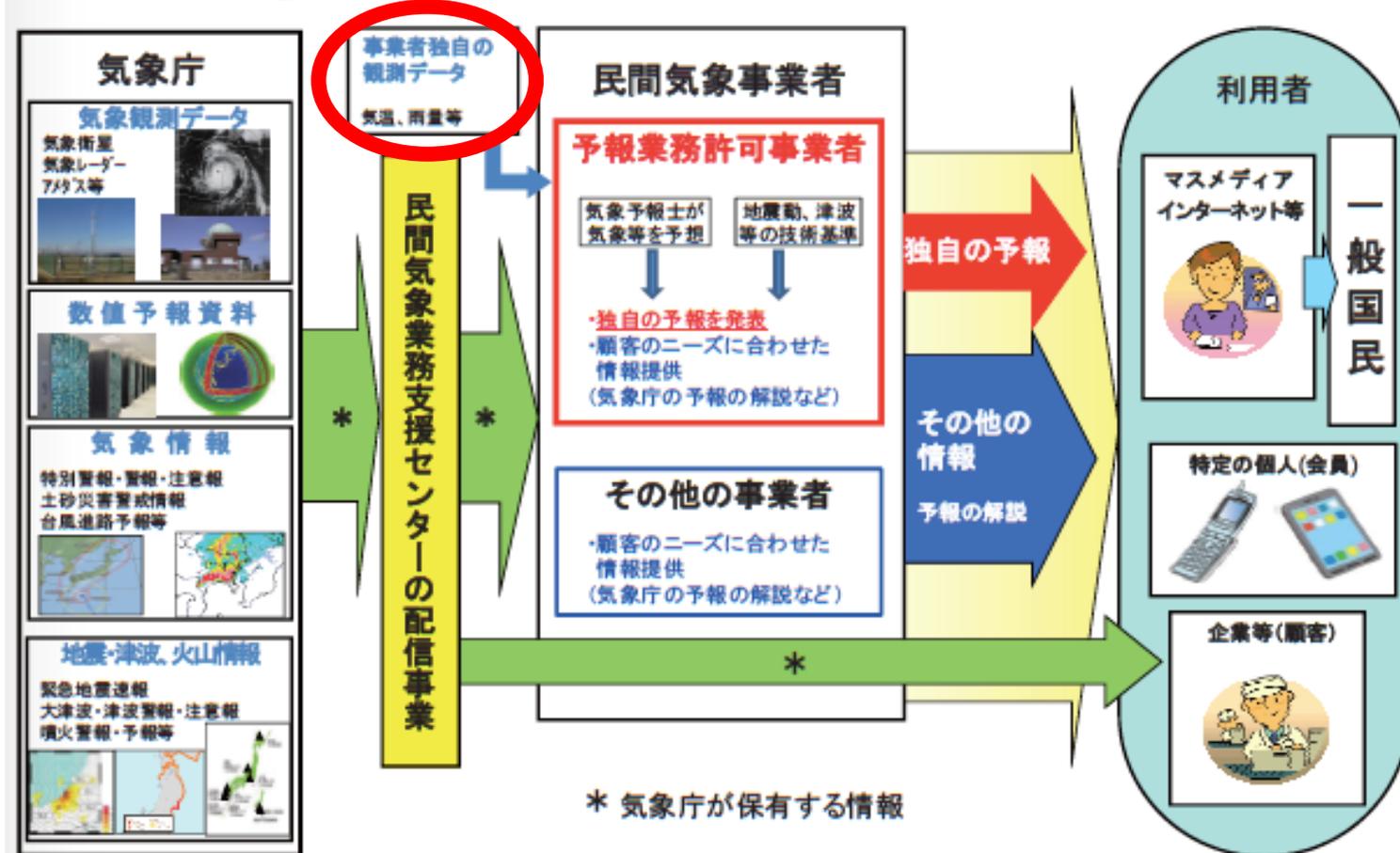
7. 気象データの流れと民間気象事業者

民間気象事業者は、気象庁からの観測・解析・予報などのデータや資料を民間気象業務支援センターを通じて取得することができる。



8. 事業者独自の観測データと民間気象事業者①

さらに、民間気象事業者は、気象庁が行う観測に加えて、事業者独自の観測データを利用することができる。
顧客のニーズに応じた観測、環境調査に必要な観測などは、気象業務法第六条で定める「気象観測」を行うことで可能になっている。



9. 事業者独自の観測データと民間気象事業者②

気象業務法第六条で定める「気象観測」とは以下のように定義されている。定められた観測種目を観測したい場合は施設設置の届出を行うことで、気象観測は可能である。気象レーダーは届け出が不要となっている。

気象業務法からの抜粋

<届け出が必要な観測種目>

気圧、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、風力、降水量、積雪深、雲、視程、日照時間、日射量、天気の対象

(気象庁以外の者の行う気象観測)

第六条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を発表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。
